

平成30年(行コ)第106号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小林 洋一

被控訴人 和泉市長 辻 宏康

被控訴人補助参加人 社会福祉法人遺徳会

準備書面(1)

平成30年11月26日

大阪高等裁判所 第14民事部 御中

被控訴人補助参加人代理人

弁護士 瀬戸 康富

弁護士 中林 祐太

弁護士 名嘉真 瞳

第1 控訴人小林洋一による訴訟行為の反公益性および反社会性について

1-1 控訴人小林洋一による訴訟行為の反公益性

控訴人小林洋一は、控訴理由書「第3 原判決に対する原告の主張」において、「本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わない」と記述する。そうすると、被控訴人補助参加人遺徳会としては、公益に資する補助金の交付を受けたことに、争いが無い事となる。公益に資する補助金の交付を受けたことにより、なぜ被控訴人補助参加人遺徳会が訴訟において、補助金交付を否定される当事者とならねばならないのか。控訴人小林洋一の訴訟行為それ自体が、基本的に公益に資する事業に対する必要的な補助金交付に、あえて反対する訴訟行為となりかねない。

言うなれば、控訴人小林洋一は公益に資する社会に必要な、弱者教育事業の継続に反対し、攻撃するものであると断ぜざるを得ない。控訴人小林洋一の訴訟行為それ自体が公益に反するものであると断ぜざるを得ないのである。

1-2 控訴人小林洋一による訴訟行為は、配偶者である小林昌子和泉市議会議員の政

治的宣伝活動でしかないこと

ところで、なぜ、控訴人小林洋一は本件訴訟を提起したのであろうか。控訴人小林洋一による本件訴訟の実態を見るに、本件訴訟は配偶者小林昌子和泉市議会議員に対する側面からする政治的宣伝活動の疑いが拭いきれない。

そもそも、当初、第一審において、控訴人小林洋一は、被控訴人補助参加人遺徳会が和泉市において、市当局の要望に応える形で行っている児童発達支援事業である発達支援教育そのものを必ずしも公益的資する事業とはしておらず、発達支援教育事業の継続を図るための同市の補助金が、公益的に必要な補助金ではないなどと主張していたのである。ところが、発達支援教育事業の継続を図る補助金が、弱者教育のために必要な公益事業に資する公益的補助金であることが明白になるや、当初の主張を捨て、公益性を認める方向に転換したのである。

これは、配偶者小林昌子和泉市議会議員にとって、発達支援教育事業の継続を図ることに、公益性がないなどとして反対することが、市民の公益性を守る主張をする配偶者小林昌子和泉市議会議員の立場と矛盾することに気付いたからであると思料される。

控訴人が控訴理由書で述べるように、本件補助金の交付自体が公益に資するのであれば、被控訴人補助参加人遺徳会の事業は公益に資するものである以上、小林洋一の提起した住民訴訟において2470万4000円の利得を返還せよなどという訴訟など、住民訴訟の名を借りた 控訴人や配偶者小林昌子和泉市議会議員の宣伝活動に過ぎない。当初は「公益に反する」との理由で訴訟を提起しておきながら、訴訟の途中や控訴審になり、自己の主張が配偶者小林昌子和泉市議会議員の不利になると察知するや否や、「公益に資することについては争わない」などと言を翻すのである。控訴人小林洋一の主張には一貫性がなく、真に本件補助金が違法な公金支出であるとの信念のもとに提起された訴訟でないことを示す証左である。

すなわち、オンブズマン活動の名を借りた政治的宣伝活動にすぎず、訴権の濫用でしかなく、かかる行為はオンブズマンを自称したからと言って正当化されるべきもの

ではない。

まして、オンブズマンを自称する小林洋一による訴訟行為を、その同居配偶者であり現職和泉市議会議員である小林昌子が「昌子の広場」なる政治的宣伝活動行為を包含する会報誌やホームページにおいて引用し、あたかも同議員がオンブズマンと共同して市政の不正をただしているかの錯覚をいたずらに市民に与える材料としている点など、明白な政治的宣伝活動であり、訴訟行為の濫用、悪用でしかない。そのような政治的宣伝活動に付き合わされること自体、真剣に発達支援教育事業に取り組んでいる被控訴人補助参加人にとって、はなはだ迷惑で残念な行為である。

1－3 控訴人小林洋一による訴訟行為の反社会性

控訴人小林洋一は、原審である大阪地方裁判所宛提出した平成29年9月13日付の訴状「第4 1 本件補助金は公益に資するものではない事」を本件補助金の支出が違法又は不法な支出である根拠である旨を明確に示して訴訟を提起したものである。控訴審の段階になって、今更「本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わない」と主張を転換することなど、真意が不明であり、容易に信用できない。控訴人が訴訟を提起し、必要もないのに自ら運営するホームページにおいて徒に訴状や準備書面を全世界に向け公然と発信し、提示するという控訴人の行為により、児童発達支援教育事業の運営に携わる被控訴人補助参加人遺徳会の教職員及び利用者ならびに利用者家族等の名誉や感情がどれほど傷つけられたものであるか、察するに余りある。

すなわち、公益の名の下になす訴訟を利用して、配偶者である現職和泉市議会議員小林昌子の宣伝行為とする不当な動機目的の下、控訴人小林洋一は、必要もないのに訴訟を提起するのみならず、必要もないのに徒に訴訟の内容を公開したのである。

オンブズマンとしての行為が、世間から脚光を浴びる必要性は皆無ではないにせよ、「公益に資する事はない」との非難等による弊害を児童発達支援教育事業に取り組む一私人たる遺徳会が負担させられていわれはない。

これは、オンブズマンの名を借りた、控訴人小林洋一による、理由無き私人に対する

る虐め、嫌がらせ攻撃であり、不法行為を構成する行為である。まして、上述の通り、信念もなく、一貫性を欠く、不当な主張に終始する控訴人小林洋一の行為など、オンブズマン活動と評価できない公益に真っ向から反する反社会的活動でしかない。

第2 本件補助金の交付について

2-1 控訴人小林洋一による独自の用語利用

控訴人小林洋一は、控訴理由書第3において、「本件補助金が補助対象事業が『事実上終了』した状態で交付された」などと主張する。

しかし、被控訴人補助参加人は原審での審理段階から「事実上終了」とはどのような意味で利用しているのか不明であると継続して主張している。

言うまでもなく、本件対象事業は「社会福祉法人遺徳会による児童発達支援センター事業」であり、かかる事業は終了することなどありえない。そうであるにもかかわらず、控訴人小林洋一は、かかる事業が「事実上終了」したなどという独自の解釈による、独自の用語を繰り返し利用し、世間に誤解を与えて、いかにも公共の利益に貢献しているかのごとき誤解を世間に与えることで、控訴人小林洋一ら夫妻はオンブズマンとして公共の利益に奉仕しているごとき印象を世間に与えて政治的宣伝としているのである。

控訴人小林洋一による「事実上終了」という用語が何を示すものであるか理解に苦しむが、辞書的意味においても「事実上終了」ということなど、本事業にはありえないものである。児童発達支援事業が事実上終了することなど、要発達支援児童の存する限りおよそ観念しえないからである。

したがって、控訴人小林洋一の主張は、基本的にその論拠を欠く。

2-2 控訴人による不利益陳述

また、控訴人小林洋一は、控訴理由書第3において「そうすると争点はそのような補助金がH29年度以降の本事業促進に効果があるのか、本件補助金の支給がなければ事業が継続できないのか、赤字補填とみられる補助金の支出に本件要綱に反する

点は無いかである。」などと記述する。控訴人は、まったくもって訴訟の構造を理解していないと解ざるを得ないのである。

小林洋一による本件訴訟は、平成29年9月13日付で提起されたものであり、その内容は、平成29年3月27日にされた本件補助金の交付決定（ただし、同月31日付で減額変更されたもの）及び、同年5月22日にされた本件補助金の支出命令についての違法・無効性を争うものであったはずである。

そして、原審は、本件訴訟の争点を「本件の主な争点は、本件補助金の交付について、地方自治法232条の2が定める公益上の必要を欠くか否かである」としている（判決書第6頁）。

したがって、控訴審における控訴人小林洋一自らが、控訴理由書第3において「本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わない。」と明記する以上、争点について、控訴人小林洋一による自己に不利益な事実の陳述がなされていると言える。すなわち、控訴人小林洋一は上記の通り、補助金交付が公益に資することを争わない旨主張することにより、当初、定立した争点であり、原判決も争点とした、「公金支出の公益性」を認めることで、被控訴人らの主張を認め、原判決の判断を認めたのである。本来ならば、これまで争われた「公金支出の公益性」を控訴人小林洋一が認め、これで、争いはなくなり、本件訴訟はここで終了するはずであった。

ところが、控訴人小林洋一は原審でも主張しなかった本件補助金の効果問題、補助金支出の適法性等を新たな争点として持ち出し、あえて訴訟の継続を図ろうとするのである。こうした無理な主張をしてまでも、訴訟の継続を図ろうとするところにも、本来の訴訟目的を見失った、本件訴訟の政治活動宣伝目的性が伺えるのである。

もはや本件訴訟は控訴人小林洋一夫妻の政治的宣伝活動以外に、何の意味もない行為になりはてたと評価せざるをえないのである。

2-3 機能訓練士等の加配に伴う赤字の負担について

本件被控訴人補助参加人である遺徳会に当該赤字が生じた原因は、補助参加人が和泉市から児童発達支援センターの設置・運営の条件として、国の基準を上回る条件を

課されていることによるものである。そして、その不足分は本件施設が実施する放課後等デイサービス事業を行うことによる事業収益で賄われる想定であったところ、実際の施設運営に当たって、公募時に想定した収益を得ることができなかつたものである。

かかる公募時に想定できなかつたことを理由として発生した赤字を、公益に資する事業であり、本来的には和泉市が実施すべき事業である児童発達支援事業を補助参加人が肩代わりして運営するものである以上、補助参加人のみに当該赤字損失を負担させることは不相当であることは、原審判示の通りである。

そして、かかる財務状況につき、控訴人小林洋一は、被控訴人補助参加人が他の事業で収益を上げたり内部留保を有しているのであるから、それを利用すればよいなどという趣旨の無責任極まりない主張を恥ずかしげもなく述べる。

しかし、他の事業による収益や内部留保は、補助参加人遺徳会の他の事業につき、老朽化した施設を改築または新造するために必要であったり、従業員の通勤に要する駐車場施設を確保したりするため等にも必要な資金であり、控訴人小林洋一の主張するように、本件事業に別の事業による収益を投じればよいとの主張は、企業の経理構造を知らず、また理解できない門外漢の身勝手な視野・視点に基づくものでしかない。かかる主張は組織運営の何たるかを理解しない戯言でしかない。

また、控訴人小林洋一は「H28年度とH29年度を比較すると、放課後等デイサービス事業の利用者が減少しているにも関わらず、收支は大幅に改善しており、赤字の原因がすべて放課後等デイサービス事業の不振であるとの前提は失当である」と主張する。

平成28年度赤字の主たる要因は、児童発達部門の不振が主たる要因であった。放課後等デイサービス事業は、収入割合も少ないものであり、これにより機能訓練する等の入件費を賄う考えは、被控訴人補助参加人においては全くなかつたものである。そもそも、被控訴人補助参加人は、和泉市が補助参加人に求めた国基準を超える人員配置の経費は、和泉市が負担すべきであると主張してきたものであり、控訴人の主張

は的外れでな主張でしかない。

2-4 補助金の効果について

控訴人小林洋一の主張によると、「公益性を判断する際に、補助金支給の効果をまずもって検討されるべき」とするが、そもそも控訴人小林洋一は、控訴理由書第3において「本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わない」とするのであるから、効果を検討するまでもなく、公益性を有することは当事者双方にとって争いの無い事実となるはずである。いくら法律専門家でないといつても、オブザーバーとして、多くの無理な訴訟を乱発してきているのであるから、訴訟経験は豊富なはずなのであり、これまでの主張に反する主張などするべきでないのは知悉しているところである。補助金支出の公益性を争わないとする控訴人小林洋一が支給効果の有無で公益性を判断せよなどと主張すること自体主張に混乱がある。公益性の有無は効果の有無のみで決まるものもあるまい。控訴人小林洋一の主張自体、根拠薄弱と評価せざるを得ないのである。

2-5 事業の存続や機能訓練し等の加配への影響

原審でも判示されているように、「平成28年度に本件施設において実施された加配（高6・23頁）は、充実した障害児通所支援の実現に資するものといえるところ、放課後等デイサービス事業によっては十分な収益の確保を期待しえない状況の下では、和泉市による財政的な援助がなければ、被告補助参加人が、平成29年度以降、加配を解消する措置を講じたり、本件事業を廃止又は休止したり（児童福祉法34条の3第4高）する事態も想定しうる状況にあった」といえるものであり、「このような自体となれば、和泉市の責務である充実した障害児通所支援の実現に支障が生じることは否定しえない」（原審判決書第12頁参照）のである。

控訴人は、被控訴人補助参加人に多額の利益剰余金が存在することを理由として、「本件事業継続が危ぶまれる状況には無い」などと勝手な素人意見を述べるが、先にも述べたように、組織運営の何たるかを知らぬ素人の戯言でしかないのである。

被控訴人補助参加人遺徳会は、別の事業においても、老朽化した施設の新造や改築

等のインフラ整備をする必要性に備え、組織内における歩留まりを確保する必要性がある。あるのである。

控訴人は、被控訴人補助参加人遺徳会を一法人であると明記しておきながら、かかる一法人でしかない遺徳会の財産をアテに損失補償ができるなどという、他人の資力をアテにして、任意の協力がなければ何の対策・改善にもならない机上の空論を恥ずかしげもなく展開する。他人の財布の中身をどうこう言うに等しい行為であり、図々しい限りの主張である。仮にもオンブズマンを自称するのであれば、他人の懐を当てにする対策しか考えつかない無能ぶりを恥じるべきである。なお、控訴人は控訴理由書第7頁において、しばしば「医療法人徳洲会」と記述するが、被控訴人補助参加人の名称は「社会福祉法人遺徳会」である。そして、同控訴理由書第1頁において、「被控訴人補助参加人 社会福祉法人遺徳会理事長 嶋 祐史」と記述するが、被控訴人補助参加人の理事長名は「島田 祐史」である。控訴人が甲11号証のように、住民訴訟を乱発する弊害の根源が、かかる浅薄な思考による可能性がある。

2-6 機能訓練し等の加配の解消の可能性について

控訴人小林洋一は、「H29年度以降は機能訓練士等の加配に伴う人件費は、被告補助参加人が補助金を申請すれば認められる可能性が高く、その補助金で賄うことが出来るから、被告補助参加人が加配を解消する可能性は無い」などと主張する。

これはすなわち換言すれば、「被告補助参加人が加配を解消する可能性は無い」という控訴人小林洋一の主張は、「補助金を申請すれば認められる可能性が高い」という控訴人小林洋一独自の仮定に基づく単なる推論でしかなく、検討に値しない。

被控訴人補助参加人遺徳会において、機能訓練士等の加配は、今後も施設利用者のために維持したいところであるが、控訴人小林洋一の主張のように、他の財源を充てるであるとか、補助金申請が認められる可能性が高いなどという、オptyimisticで、かつ身勝手な推論に基づく展望の通りに推移するかどうかは、不確定な要素が多く、断定できない。

2-7 本件要綱違反（目的外支出について）という主張について

控訴人小林洋一は、「市長の判断は裁量権の逸脱又は濫用が認められる」などとするが、控訴人の独自の見解でしかない。控訴人小林洋一が原審で提出した【甲第11号証】を見ても分かるように、控訴人小林洋一は、訴訟の結果を「形式的には敗訴、実質勝訴」であるとか「実質勝訴」であるなどと、およそ司法権を司る裁判所の判断をないがしろにした、独りよがりの評価を繰り返している。また、控訴人小林洋一による訴権の濫用と関連性があるか無いか不明であるにもかかわらず、さもオンブズマンを気取る控訴人小林洋一自身の訴訟行為によって、制度が改廃されたかのような錯覚にすら陥っているとも推認される。また、控訴人は和泉市長に「逸脱又は濫用があつた」とするが、「逸脱」と「濫用」は別の行為であり、いったい、和泉市長の行為がどちらであったのか、控訴人は断定できていない。

すなわち、控訴人において、和泉市長の行為が「逸脱」なのか「濫用」なのかすら適示できないほど、行為自体の分析ができていないのである。このことはすなわち、控訴人が指摘するような「逸脱又は濫用」のいずれも、具体的な事実をもって主張立証できない事の裏返しである。換言すれば、市長の行為は逸脱にも濫用にも該当しないことに、他ならないのである。

2-8 安易な財政支援はすべきでないことについてという主張について

控訴人の安易な財政支援はすべきでないというご高説はごもっともである。

しかし、本件補助金の交付は、被控訴人補助参加人遺徳会において、事業の継続すなわち、障害者福祉施設の継続的運用に不可欠のものであり、安易な財政支援になど該当しえない。なお、公益に資する事業に他ならない障害者福祉施設の運営を行う遺徳会において、控訴人小林洋一による訴訟提起により、弁護士費用等、応訴強制の煩を強いられている。障碍者福祉施設の運営を為す上において、小林洋一による訴訟提起に遺徳会は対応せざるを得ず、人的資源のみならず財政上の損害も発生させる結果を惹起している。被控訴人補助参加人遺徳会の財政上の損害とは、具体的に言えば、被控訴人補助参加人として訴訟に参加するに際しての弁護士費用等の発生である。本件訴訟は、訴額が2470万4000円にも上るものであり、(旧)日本弁護士連合会

報酬等基準によると、その弁護士費用は、着手金だけで132万5200円となり、原審で小林洋一が敗訴したことによる遺徳会代理人の成功報酬は265万0400円にもなる。

これら弁護士費用の合計金額だけで、報酬等基準によれば397万5600円にも上るのである。そして、訴訟提起においては応訴強制力が働くことは周知の事実であり、法人を相手方とする場合、代理人が必要となること、及び、そのための弁護士費用が必要となることも、訴訟提起者において十分予見可能な事実である。

すなわち、原審において、被控訴人補助参加人遺徳会に負担させた応訴に関する弁護士費用等の諸費用は、控訴人が被控訴人補助参加人遺徳会にかけた損害として、負担すべき損害となる。

果たして、控訴人小林洋一において、住民訴訟の提起により、いかに関係者が不当、不法な損害を被ることになるかについて、思いを巡らせたことがあるのであろうか。

本件においては、控訴人は被控訴人補助参加人遺徳会にかけた損害の賠償を覚悟すべき事案である。なぜならば、被控訴人補助参加人は、一私法人であり、国や地方公共団体ではないからである。不法・不当に負担させられた損害は経理上看過・放置でき切る問題ではない。

控訴人小林洋一の同居配偶者である現職和泉市議会議員小林昌子の言を借りれば、「オンブズ和泉の住民訴訟で市が多額の弁護士費用を支出している」との市の議員の指摘に対し「仮に勝訴判決が無くても実質的効果が多くあり、住民自治のコストと考えるべきです」などとの意見もある【丙第8号証・昌子の広場第198報】が、これは、国または地方公共団体などの公的機関について「住民自治のコスト」などという甘言が妥当することが、仮にあったとしても、一私法人である被控訴人補助参加人遺徳会が、かかる「住民自治のコスト」を負担せねばならない謂れは無い。補助参加人遺徳会が本件訴訟において負担することとなる応訴のコストは、控訴人小林洋一や、小林洋一の訴訟によって利益を受ける者の不真正連帯債務として、補填されなければならない費用である。

控訴人小林洋一は、「安易な財政支援はすべきでない」などと嘯くが、控訴人による安易な住民訴訟の提起こそ、応訴者に不当、不法な応訴費用を負担させる行為なのである。その浅薄で軽率な行為こそ、非難されるべき行為ではなかろうか。

2-9 議会の対応等について

本件補助金の金額は、和泉市の平成28年度における歳出額約0.04%に過ぎないものであることは、原審判決書第10頁においても記載されている通りである。

これに関して、控訴人小林洋一は、「財政的に余裕のある状況とは言えない」とするが、本事業は障害者福祉施設の運営であり、財政的余裕の有無にかかわらず、優先的に維持されなければならない事業であることは論を待たない。また、その歳出額の割合についても上記したレベルであり、和泉市の予算歳出額からみて、支出可能な十分にゆとりのある金額のレベルである。したがって、控訴人の指摘は自己の行為を正当化し、自己の保身することを狙った、極めて的外れな主張である。

第3 結論

したがって、原判決は、正しい理解のもとに為された極めて正当な判決であり、控訴人による本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上